

小金井市行財政改革市民会議（第9回）次第

日時 平成28年10月27日（木）

午後6時30分から

場所 前原暫定集会施設B会議室

1 諮問事項の検討

(1) 今後の小金井市の行財政の在り方について（中間答申）（資料1）

① 文言の調整結果

② 市長への答申

(2) 地方行財政改革の動向について（資料2）

(3) 作業部会での検討状況について（報告）

① 財政健全化部会について 落合部会長（代行：大塚委員）

② 市役所改革部会について 八木部会長（代行：藤田委員）

(4) 次回市民会議に向けて検討すべき事項について

2 その他

行財政改革調査特別委員会 平成28年11月 4日（金）

12月16日（金）

※ 事前配付資料

資料1 「今後の小金井市の行財政の在り方について（中間答申）」

※ 当日配布資料

資料2 「地方行財政改革の動き」（第259回行財政再建推進本部資料）

資料3 「まち・ひと・しごと創生法の概要」



今後の小金井市の行財政の在り方について（中間答申）
（「小金井市行財政改革プラン 2020」策定に向けて）

平成 28 年 9 月 29 日

小金井市行財政改革市民会議

目次

はじめに

1. 行財政改革の必要性について
2. 行財政改革を推進するための取組について
3. これまでの取組を踏まえた今後の行財政について

おわりに

別紙 「今後の小金井市行財政改革」骨格案

参考資料

- ・資料1 経済財政運営と改革の基本方針2015（内閣府）（抄）
- ・資料2 経済・財政再生計画 改革工程表（抄）（内閣府）
- ・資料3 市の将来人口（第4次小金井市基本構想・後期基本計画 p.19）
- ・資料4 人件費比率の推移（平成7年度～平成27年度）
- ・資料5 経常収支比率の推移（平成7年度～平成27年度）
- ・資料6 職員アンケート調査結果（抄）（小金井市行政診断報告書 p.78）

はじめに

- 平成27年9月24日に、第8期となる小金井市行財政改革市民会議が設置され、当時の稲葉市長より「小金井市第4次行財政改革大綱策定に係る貴市民会議からの意見の取りまとめ」の諮問が行われた。これまで8回にわたって審議を行い、小金井市における行財政改革の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の方策について、中間答申として取りまとめたので報告するものである。
- この間、国においては平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」(資料1)において「経済・財政再生計画」(資料2)が盛り込まれた。自治体の財政力を高める取組等についてKPI(目標の達成度を評価するための主要業績評価指標)を具体化して進捗を管理することなどが示され、公共施設等総合管理計画策定から施設の集約化・複合化等を実施した団体の割合の検証や、窓口業務のアウトソーシングなど先進的な改革に取り組む市町村数を2020年度までに倍増させる目標を打ち立て、「見える化」による情報公開、「トップランナー方式」による交付税算定によるインセンティブ改革の推進等が進められることとされた。
- 一方、小金井市においては、平成27年度において第3次行財政改革大綱の計画期間が終了し、平成28年度からは計画上の空白期間となっている。早急に新たな行財政改革に関する計画の策定が必要であることは言うまでもないが、平成27年12月18日に市長選挙及び市議会補欠選挙があり、慎重な審議とともに行政側の対応も見極める必要があったことから、この度の中間報告となったものである。
- また、国は、平成27年を地方創生元年として位置づけ、急速な少子高齢化の進行、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、日本の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、それを踏まえた今後5か年の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。
- 小金井市においても、第4次基本構想後期基本計画と平成27年(2015年)から平成72年(2060年)までを見据えた「小金井市人口ビジョン」を策定し、さらに5か年の「小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定している。これらを踏まえ、将来にわたって活力ある小金井市を維持していくためにも、行財政改革に取り組んでいく必要がある。
- 本中間答申により、なぜ今行財政改革に取り組むのか、市民の目線で考え、目的意識と明確な目標を持って、改革を行政全体で進めていただくことを期待するものである。

1. 行財政改革の必要性について

(1) 社会経済の状況

- 日本経済は、リーマンショックや中国の景気減速を契機とした世界的な経済停滞の影響を受け、依然として厳しい状況が続いている。さらに英国のEU離脱問題が生じ、ますます混沌した状況となってきている。低金利どころか国債は既に18年債までマイナス金利となっており、確実に言えることは、日本は未曾有の資金運用難の時代にあるということである。さらに「日本の借金」の数字は毎年増え続け、ついに1,000兆円を突破したことも踏まえると日本経済の先行きが見通しづらい状況にある。
- また、我が国では少子高齢化が急速に進み、これに伴う人口減少に見舞われている。小金井市の年代別の人口構成についても、全人口に占める65歳以上の老年人口の割合が、現在の20%から平成42年には約24%（資料3）に達すると見込まれている。
- このまま高齢者が増加していくと、医療や福祉にお金がかかり、現行制度のままでは本市においても、財政が急速に悪化していくこととなる。

(2) 小金井市の状況

- 小金井市を取り巻く環境は、社会保障関連経費の増、新可燃ごみ処理施設及び新庁舎建設に伴う費用、また、今後見込まれる公共施設・インフラ等の維持更新費用など、多額の財源を要する重要事業が山積し、さらには、税収減、超高齢化社会の到来、子育てに係る諸課題などにより、今まで以上に厳しい財政運営になることが見込まれる。
- ここ20年間、小金井市では、人件費削減や各事業の見直しによる経費節減などに取り組んできた。この結果、平成7年度と27年度を比較すると、人件費比率は33.8%から15.3%へ（資料4）、経常収支比率は107%から90.8%へ（資料5）とそれぞれ改善されてきたが、依然として厳しい財政状況にある。
- しかしながら、調査では行財政改革を理解していないとする職員の割合が49.4%にのぼっている。行財政改革の最前線に立つ職員の意識改革が必要である（資料6）。
- これらを勘案すると、小金井市がこれまでと同様の行財政運営を維持し続けることは不可能と言わざるを得ない。もはや行政だけで解決できる状況にはないとの認識に立ち、市民・議会・行政の三位一体で行財政改革に取り組む必要がある。そのため、企業・各種団体・学校・地域など多様な主体が手を取り合い、これまでにない連携方策を構築していくことが肝要である。
- さらに、子どもからお年寄りの各世代が支えあい、安心・安全に、かつ、街全体が活気に満ちた街づくりをするためにも、新たな時代にマッチした行財政運営の仕組みを構築していく転換期ともいえる。将来を見据えて、持続可能で魅力ある小金井市を、次世代に向けて構築していく必要がある。

○以上を踏まえ、次世代を担う子どもたちが誇りを持って本市に住み続けたいと思えるように、「選ばれるまち」を目指す「未来をひらく小金井市改革」に、今こそ取り組まなければならない。

2. 行財政改革を推進するための取組について

○歳入の根幹である税収の見込みについては、小金井市中期財政計画では平成32年度まで微増が続くとされている。一方、平成28年3月に策定された小金井市人口ビジョンでは、生産年齢人口は平成32年度がピークになるとされ、それまでに税収は横ばいから減少に向かうと考えられる。徴収率の向上のみならず、税収確保の取組を検討して進める必要がある。

○公共施設・インフラなど既存ストックの維持更新については、平成28年度末に公共施設等総合管理計画が策定される予定であるが、同計画を踏まえて、統廃合による総量の抑制、民間手法の活用、計画的な財源確保等を検討していくことが求められる。

○受益者負担の適正化については、近年、集会施設の有料化、一部のがん検診の自己負担見直し、保育料の見直し等を進めているが、まだまだ不十分である。受益者負担の原則を改めて整理して徹底する必要がある。

○行政サービスについては、市民意向調査では行財政改革による行政サービスの向上に「不満」「まあまあ不満」の合計は48.0%に上る。近隣には行政サービス調査で日本一とされた三鷹市もあり、厳しい競争環境にあることを自覚して、先進事例に学び、水準向上に努めていくことが肝要である。

○また、目標管理・コスト管理の徹底などの行財政改革に取り組む市民・議会・行政の「三位一体の推進・改革」においては、①市民参加の機運の醸成、②議員・議会の認識・意欲、③根本的な職員の意識改革の3点が重要である。前例踏襲主義からの脱却を期待したい。

3. これまでの取組を踏まえた今後の行財政について

○持続可能な行財政運営は、次世代に責任を持ち、目をそらさず、将来課題の解決のために必要となる財源を歳入と歳出の両面から計画的に生み出すことによって実現する。このため、「選ばれるまち」を目指す「未来をひらく小金井市改革」として以下のとおり、取り組まれない。

○歳出構造の改革については、未だ人件費の見直しの余地は多いと考えられ、職員数の増加傾向に歯止めを掛けて総人員を抑制するとともに、業務量増が見込まれる福祉等への重点配置を進める必要がある。

- 民間活力の活用については、現在、国は「公的サービスの産業化」を進めており、民営化やPPP（Public-Private Partnership 公民連携）を基本としている。その上で、公的役割を勘案して、両者によることができない場合に、指定管理者制度、業務委託等を活用するという順番になる。民間活力の活用によって、福祉等への重点配置を進める人員の内部生み出しも可能になる。「民でできることは民で」を徹底されたい。
- 補助金等については、本来の趣旨に立ち返り、その必要性や効果等を第三者評価などによって検討されたい。特別会計への繰出金についても可能な限りその公平性の観点から検討が必要となる。
- 今後の小金井市の行財政改革は、短期の「緊急対策」として、①子育て支援改革の推進、②窓口改革の推進、③民間活力活用・市民協働、④一層の市税収納率向上、⑤受益者負担の原則徹底、⑥事業・職員配置の総点検、⑦学識者・民間人・若手の登用などを進め、平成28～29年度の前期2年間で達成されたい。
- 次に、中期の「経営改革」として、①打てば響く組織改革（組織改正＋各部経営の推進）、②公共施設マネジメントの推進、③市民サービスのコスト管理、④こがねいプロモーションの推進、⑤債権管理の改革・推進、⑥こがねい未来基金の創設などを進め、平成30～32年度の後期3年間で達成されたい。
- さらに、当会議としては、平成32年度までの取組のみではなく、それに続く長期の「魅力向上策」として、平成33年度以降、次の事柄を検討すべきだと提案したい。それは、①財政健全化条例の制定、②類似団体最少の職員数、③類似団体最高の市民サービス、④厳然とした組織風土の確立・継承、⑤債権管理条例の制定、の5点である。
- 加えて、ここまで進めたならば、「選ばれるまち」につながるグランドデザインとして、「自治体経営新時代」を目指すことを位置づけるべきである。①持続可能な財政＝機動性、②学校をはじめとした公共施設の改善＝機能性、③市民サービスのさらなる向上＝職員力、④市民が満足度の高い街づくり＝満足度、などの実現を目指すべきである。
- 最後に、「選ばれるまち」を目指す「未来をひらく小金井市改革」のためには、チャレンジしつつも、身の丈に合う実現可能な目標が必要である。平成32年度までに経常収支比率を3%程度改善して80%後半とし、収支均衡と魅力向上という相反する困難なテーマの実現に取り組んでいくべきである。

おわりに

- 今後、小金井市行財政改革会議は、本中間答申をベースに本答申へ向けて審議を進めていくが、今日の小金井市が置かれている状況について、全ての市民・市議会議員・市職員が危機感を共有するとともに、行財政改革の重要性を認識し、取り組めるところから取り組み、実現すべき事柄から早急に実現していくことが求められる。
- そのためには、市長をはじめとする行政と議会の、行財政改革に対する積極的なサポートが必要となることはいうまでもない。
- そして、小金井市のこのような積極的な取組が、全国の動きを先取りした新たな視点による行財政改革へ展開していければ幸いである。
- 本中間答申が市民・市議会・行政による三位一体の行財政改革につながっていくことを期待したい。

「今後の小金井市行財政改革」骨格案

～「本気でめざす！経常収支比率80%後半」～

第3次行財政改革までの

【成果と課題】

- ① 破綻回避と人件費削減(人件費比率)
【H7】33.8% → 【H27】15.3%
- ② 危機的な財政状況(経常収支比率)
【H7】107% → 【H27】90.8%
- ③ 将来課題への対応
新庁舎、公共施設・インフラ
税収減、子育て、超高齢化
- ④ 職員意識の低下
(行政診断報告書職員アンケート)
行革への理解なし 49.4%

(理念) 未来をひらく小金井市改革

(期間) H28～32年度

(目標) 経常収支比率80%後半 → 収支均衡・魅力向上

【「グラントデザイン」

自治体経営

新時代

- ① 持続可能な財政(機動性)
- ② 学校・施設改善(機能性)
- ③ 市民サービス向上(職員力)
- ④ 市民満足向上(満足度)
- ↓ ↓
- ⑤ 選ばれるまち
(魅力向上)

【長期】魅力向上

(H33年度～)

- 財政健全化条例
- 類似団体最小の職員数
- 類似団体最高の市民サービス
- 組織風土の確立・継承
- 債権管理条例

【中期】経営改革

(H30～32年度)

- 打てば響く組織改革
(組織改正 + 各部経営推進)
- 公共施設マネジメントの推進
- 市民サービスのコスト管理
- こがねいシニアプロモーション
- 債権管理の推進(徴収引継)
- こがねい未来基金の創設

【短期】緊急対策

(H28～29年度)

- 子育て支援改革の推進
- 窓口改革の推進
- 民間活力活用・市民協働
- 一層の市税収納率向上
- 受益者負担の原則徹底
- 事業・職員配置の総点検
- 学識・民間・若手の登用

【三位一体の推進体制】

(市民・議会・行政)

- ① 推進体制 市民会議 ⇨ 市議会 ⇨ 再建本部
(再建本部 ⇨ 現地本部 ⇨ 実行チーム)
- ② 目標管理 全庁目標 ⇨ 各部目標 ⇨ 人事考課
- ③ 市民参加 市民会議、タウンミーティング、パブリックコメント
- ④ 意識改革 価値観共有、実践研修、全員行動

【財政効果】

① 歳入確保	○ ○ 億円
税収確保	× × 千円
交付金・補助金	× × 千円
広告・ネーシングライツ等	× × 千円
市民基金の創設等	× × 千円
② 人件費削減	○ ○ 億円
民営化・市民協働	× × 千円
業務委託・連携	× × 千円
その他人件費削減	× × 千円
③ 受益者負担徹底	○ 億円
④ 業務見直し	○ ○ 億円
事業縮小	× × 千円
コスト削減	× × 千円
⑤ その他	○ 億円

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抄)

〈平成27年6月30日閣議決定〉

経済財政運営と改革の基本方針2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～

第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

[I] 公的サービスの産業化

(多様な行政事務の外部委託、包括的民間委託等の推進)

- ・ 外部委託等が進んでいない分野のうち、市町村等で今も取組が遅れている分野を中心に適正な外部委託を加速する。さらに、これまで取組が進んでいない、窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務について、官民が協力して、大胆に適正な外部委託を拡大する。

[II] インセンティブ改革

(質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を2020年度までに全国展開)

- ・ BPR (Business Process Reengineering) 等を通じて公共サービスの業務の改善の優良事例を官民の協力で創出する。定量的な目標の下に進捗管理を行いつつ、優良事例に関する情報開示を進め、全国展開を促す。

[III] 公共サービスのイノベーション

(公共サービスに関わる業務の簡素化・標準化)

- ・ 国はガイドラインを示すとともに、地方自治体にも計画的な取組を促し、国・地方自治体、民間企業等が協力し、計画期間中にITを活用した業務の簡素化・標準化を推進する。ITを活用した公共サービスの業務改革及び政府情報システムのクラウド化・統廃合等により、政府情報システムの運用コストの3割減を目指す。
- ・ マイナンバー制度を有効活用し、質の高い公共サービスを効率的に提供する優良事例を全国に展開する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[3] 地方行政改革・分野横断的な取組等

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

- ・ (中略) BPRの手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による官民協力した優良事例の創出と全国展開、公共サービスイノベーションにおける優良事例の全国展開を加速する。

- ・ 地方独立行政法人を含む地方においても効率的で質の高いサービスを提供するため、民間の大胆な活用の観点から市町村で取組が遅れている分野や窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務の適正な民間委託の取組の加速をはじめ、公共サービスの広域化、共助社会づくりなど幅広い取組を自ら進める。その際、窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組み市町村数を2020年度(平成32年度)までに倍増させる。

・ (中略) 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する。

(IT化と業務改革)

- ・ 国・地方(独立行政法人を含む。)を通じた横断的な取組として、行政のIT化に対する国民の信頼が確保されるよう、徹底したサイバーセキュリティ対策を講じつつ、マイナンバー制度の導入を突破口に更なるIT化と業務改革を図る。国においては、オンラインサービスの改革、各府省庁の主要業務の効率化・省力化等の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合等に取り組み。また、政府情報システムの運用コスト低減を進める。地方公共団体においても業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せた自治体クラウドの積極的展開など、業務改革の抜本的な取組を加速化し、行政コスト低減を図る。

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度	2017年度	2018年度				
	通常国会	通常国会	通常国会				
	概算要求 税制改正要望等	年末					
<p>＜②先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映等＞</p>							
<p>歳出効率化に向けた業務改革で他自治体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映 (自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映)</p>							
<p>地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている自治体の業務改革のうち、 単位費用に計上されている全ての業務(23業務)が検討対象</p>							
対象業務 の選定 (23業務)	<p>庶務業務、情報システムの運用など 16業務について 基準財政需要額の算定に反映開始</p>			<p>自治体への影響等を考慮しつつ、 複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映</p>	<p>・反映を開始した対象業務【23業務全てについて】で、集中改革期間中に導入を目指す</p>		
	<p>各自自治体が十分な準備期間を確保できるよう毎年の変化幅やスケジュールを前もって明らかにつくつ、進める</p>			<p>残る7業務について、課題等を検討し、可能なものから導入</p>	<p>・歳出効率化の成果(事後的に検証する指標) ※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組む、どのようないな成果を挙げたか</p>		
<p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に反映 (自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映)</p>							
<p>上位3分の1の自治体が達成している徴収率(過去5年平均)を標準的な徴収率として算定</p>							
標準的な徴収率を設定	<p>基準財政収入額の算定に反映開始</p>			<p>自治体への影響等を考慮しつつ、 2020年度までに段階的に反映</p>	<p>先進的な取組の具体的な全国展開のための手法及び「トリアンゴラー」方式における適切な経費水準の在り方については、28年度改正地方交付税法を踏まえ、ついで引き続き推進委員会制度WGで検証していく</p>		
<p>《総務省自治財政局》</p>							
<p>地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革</p>							
<p>窓口業務のアウトソーシングについては、都道府県の協力が得ながら、全国展開を進める。これを含め「トリアンゴラー」方式の残る検討対象業務について、関係省庁の協力を得て、先進自治体の実態把握や課題の整理などを行う。以上の取組により、対象業務すべてについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す</p>							

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度				
	通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会							
	＜⑦民間委託やクラウド化等への取組状況の比較可能な形での開示＞							
助言通知発出 (平成27年8月 28日付総務大臣 通知)	総務省において、取組状況や今後の対応方針について、調査・ヒアリング等を実施し、必要に応じて助言等を実施	改革期間を通じ、同様の取組を実施	総務省・各自治体において、民間委託やクラウド化等の取組状況(実施率)、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表を検討・実施	改革期間を通じ、同様の取組を実施	総務省・各自治体において、民間委託やクラウド化等の取組状況(実施率)、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表を検討・実施	民間委託に係る歳出効率化等の成果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて把握手法を検討・確立	上記手法を活用し、歳出効率化等の成果を検証	クラウド化への取組状況について、団体数に加え、導入対象業務数を含む見える化を行う。自治体クラウドグループの取組事例(全国で36グループ)について、28年度までにクラウド化業務範囲、関連経費詳細項目の比較等や、当該経費の削減方針・効果等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を活用して自治体クラウド導入の取組を加速する。
現状について、「見える化」・比較可能な形での公表を実施予定								
	《総務省自治行政局、地域力創造グループ》							
地方行財政の「見える化」								

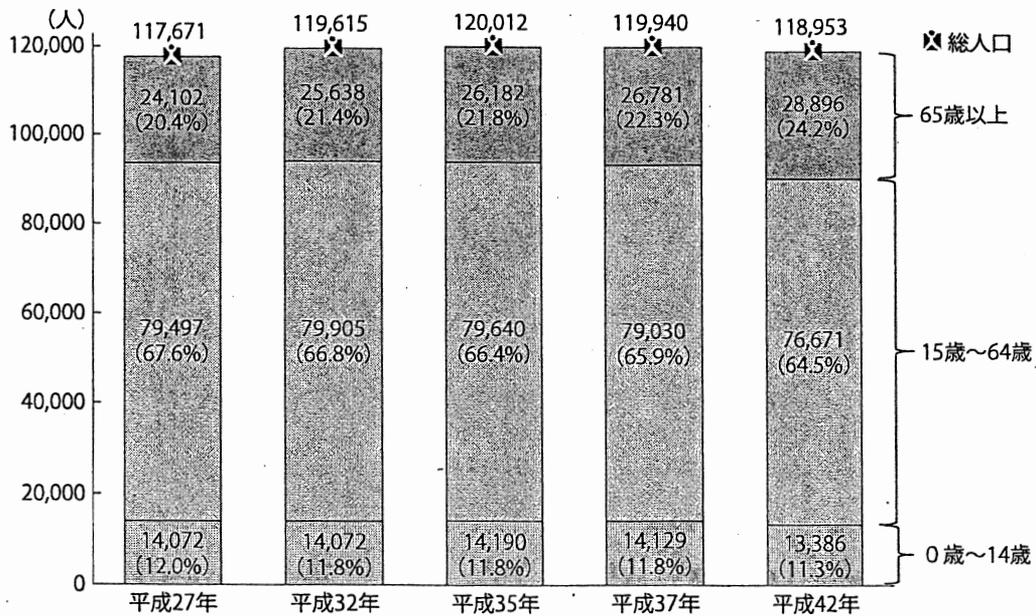
市の将来人口

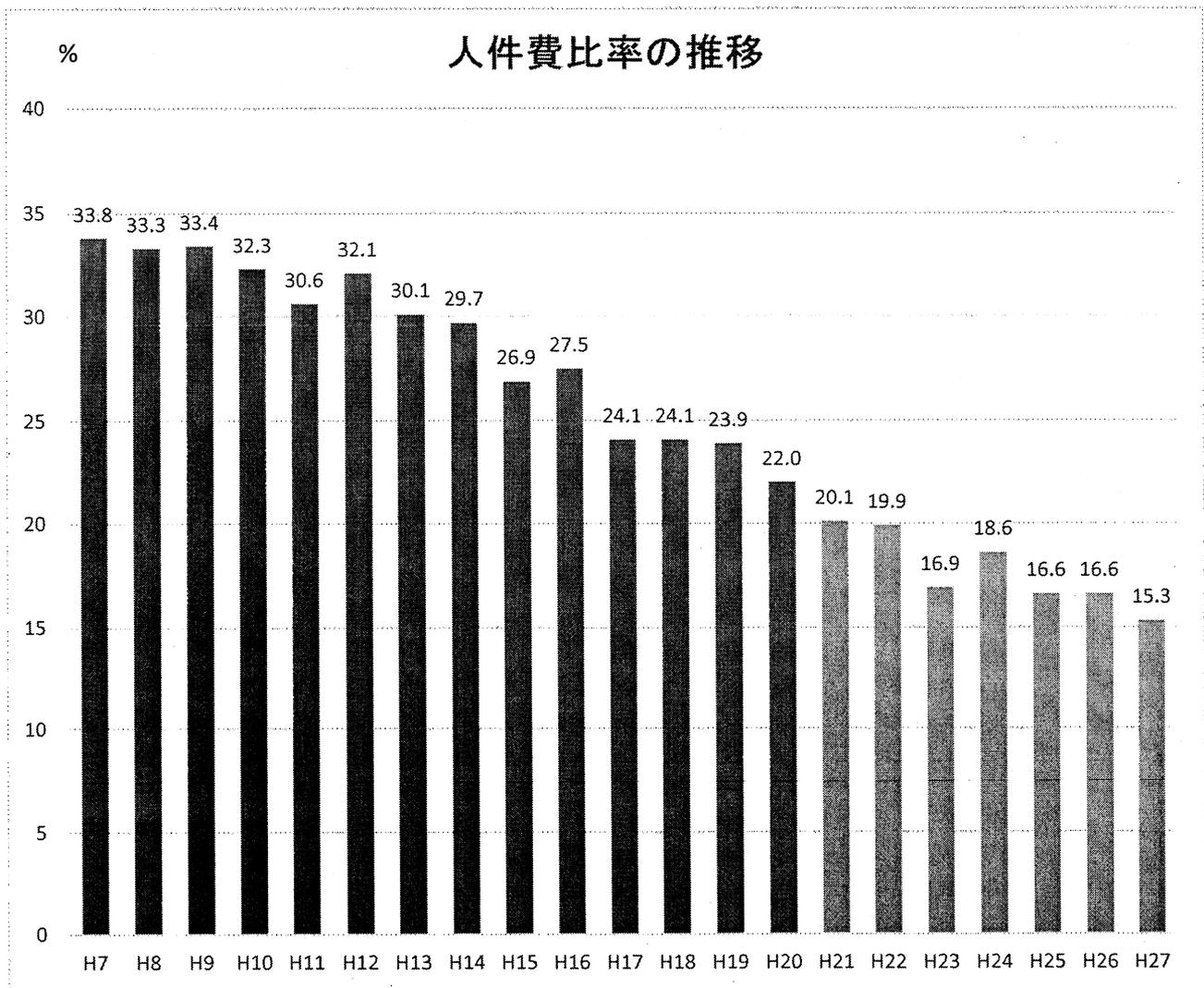
平成27年4月1日現在の住民基本台帳人口を基準とし、これまでの推移を統計的に処理し、将来人口を推計しました。

これによると、本市の総人口は、僅かずつ増え続け、平成35年に120,000人程度となる見込みです。0歳～14歳及び15歳～64歳の人口が減少し、65歳以上の人口が増加するなど、今後も少子高齢化が進展する見込みとなっています。なお、全国的な人口減少と都市間競争の中、人口減少が早まる可能性があります。

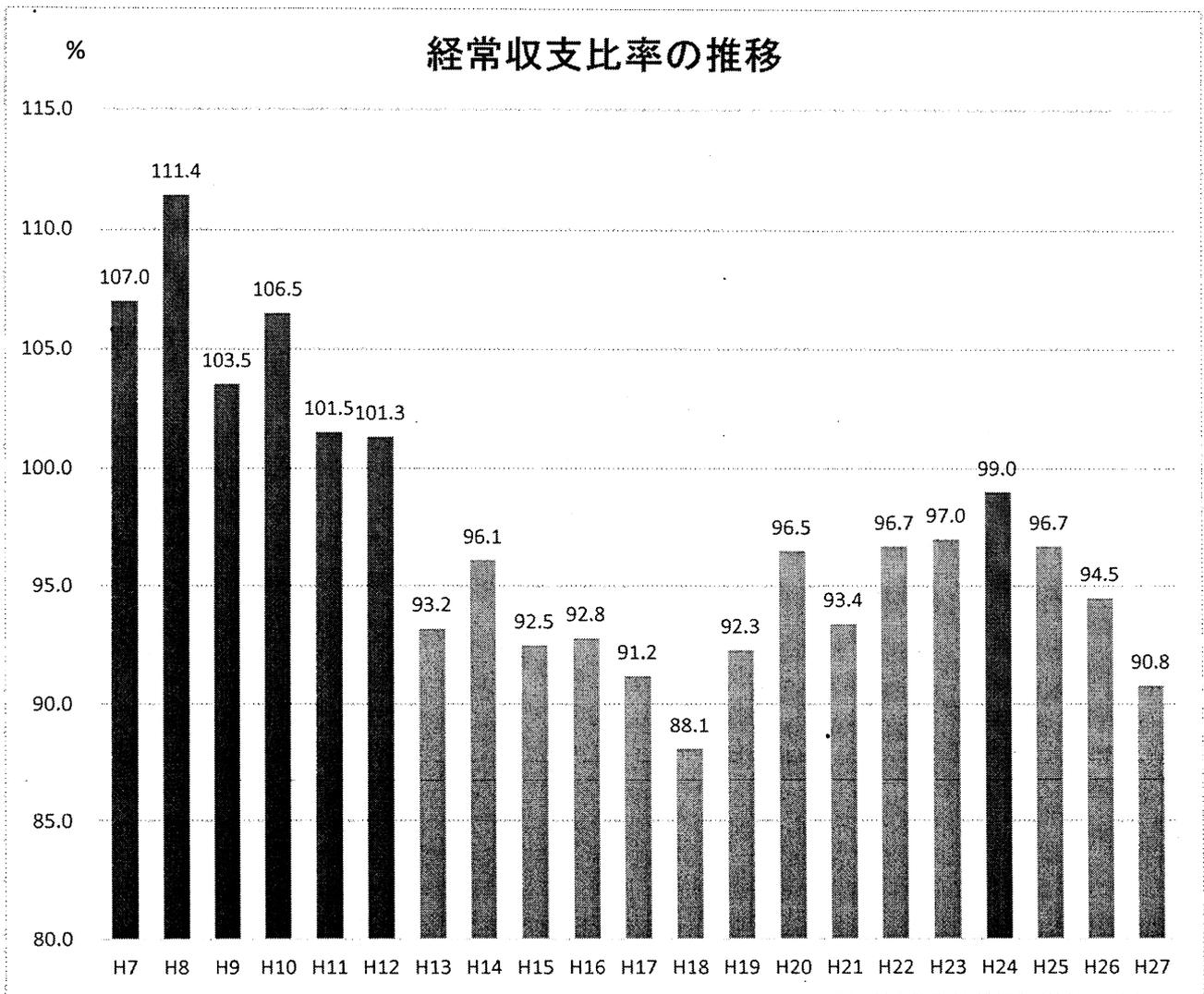
年齢区分	平成27年		平成32年		平成35年		平成37年		平成42年	
	人口	構成比								
0歳～14歳	14,072人	12.0%	14,072人	11.8%	14,190人	11.8%	14,129人	11.8%	13,386人	11.3%
15歳～64歳	79,497人	67.6%	79,905人	66.8%	79,640人	66.4%	79,030人	65.9%	76,671人	64.5%
65歳以上	24,102人	20.4%	25,638人	21.4%	26,182人	21.8%	26,781人	22.3%	28,896人	24.2%
総人口	117,671人	100.0%	119,615人	100.0%	120,012人	100.0%	119,940人	100.0%	118,953人	100.0%

注：平成32年、35年、37年、42年の人口は、平成27年4月1日の小金井市の住民基本台帳人口を基に、出生率・移動率（小金井市実績）、生残率（厚生労働省）によりコーホート要因法を用いて推計





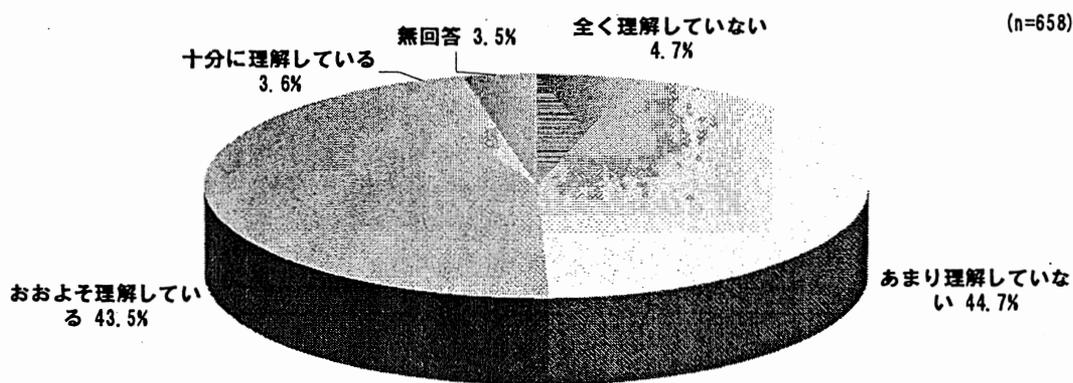
$$\text{人件費比率} = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出総額}} \times 100$$



$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100$$

Q30 小金井市のこれまでの行財政改革の取組について、自分でどの程度理解しているか

回答者自身の行財政改革の取組に対する理解度について、「あまり理解していない」もしくは「全く理解していない」との回答が半数程度となっている。



小金井市行財政改革市民会議（第 9 回）

平成 28 年 10 月 27 日

小金井市行財政再建推進本部資料

平成 28 年 9 月 20 日

企画財政部行政経営担当

地方行財政改革の動きについて

1 地方行政サービス改革の推進（H28.1/25 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議資料）**（1）地方行革について**

国は、「地方行政サービス改革」を推進（経済財政運営と改革の基本方針 2015）

※「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる「骨太方針」）

経済財政諮問会議の答申を経て、閣議決定される。

経済財政諮問会議は内閣府に設置された合議制機関。首相が議長、議員の 4 割以上が民間人

（2）経済財政運営と改革の基本方針 2015（抄）（H27.6/30 閣議決定）

- 公的サービスの産業化、インセンティブ改革、公共サービスのイノベーションを推進
- 「地方行財政改革・分野横断的な課題等」として、次の 3 点を強調

- ① BPR の手法を活用した業務改革プロジェクトの実施による優良事例の創出と全国展開
- ② 窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数の倍増
- ③ 民間委託やクラウド化等の取組状況を比較可能な形で開示

（3）地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（H27.8/28 総務大臣通知）**（4）地方行政サービス改革の取り組み状況の見える化・比較可能な形での公表（H27.11/27 資料）****（5）業務改革モデルプロジェクト（H28 事業⇒実施中）****2 経済財政運営と改革の基本指針 2016（H28.6/2 閣議決定）**

地方行財政改革・分野横断的な課題（P.40～42）

（1）基本的な考え方

窓口業務の適正な民間委託等の加速と自治体クラウド等の ICT 化・業務改革をはじめとする様々な取組の全国展開及び、それらの自治体の境界を越えた広域化・共同化を軸に、各種取組を進める。

（2）重点的に取り組む諸項目

- ① 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革
- ② 地方行財政の「見える化」等
- ③ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革
- ④ IT 化と業務改革、行政改革等

(参考) 経済・財政再生計画 改革工程表 (H27. 12/24 経済財政諮問会議)

1 経済・財政再生改革工程表について (H28. 4/21 内閣府)

経済・財政一体改革推進委員会が作成し、経済財政諮問会議が取りまとめ⇒同委員会が進捗管理

2 経済・財政再生計画工程表 (H28. 4/28)

- ① 地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革 (P. 59-61)
- ② 先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映等 (P. 62) ⇒トップランナー方式
- ③ 地方財政制度の改革に係る経済効果の検証 (P.63)
- ④ 公営企業、第三セクター等の経営の改革 (P. 64-67) ⇒下水道事業 (公営企業会計、経営戦略)
- ⑤ 地方創生の取組支援のための新型交付金の創設・活用(P.68)
- ⑥ 自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示 (P. 69-72)
- ⑦ 民間委託やクラウド化等への取組状況の比較可能な形での開示 (P. 73)
- ⑧ 公共サービス関連情報の「見える化」、エビデンスに基づく PDCA サイクルの抜本的強化 (P.74)
- ⑨ 法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた国庫支出金等の配分見直し (P.74)
- ⑩ 法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等を見直し、それを踏まえた地方交付税の配分の見直し (P.74)
- ⑪ 民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速 (P. 75-76) ⇒業務改革モデルプロジェクト
- ⑫ 公共サービスの広域化 (P.77)
- ⑬ マイナンバー制度の活用や国による地方自治体の IT 化・BPR 推進に向けた取組促進策の提示等 (P. 78)
- ⑭ 国のオンラインサービス改革、各府省庁の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合 (P.79)
- ⑮ (地方) 業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開 (P. 80)
- ⑯ 公共サービスイノベーションに係る先進事例の全国展開 (P.81)
- ⑰ 地方税における徴収対策の推進 (P.82)
- ⑱ 国・地方の公務員人件費の総額の増加抑制 (P. 83)

※太字ゴシックの項目は、特に本市に影響があると考えられるもの。

地方行革について

<政府の取組>

【平成17～21年度】<集中改革プランの実施>

- 閣議決定や法律により、数値目標を含めて方針を決定
「今後の行革指針(H16.12)」「行革推進法(H18.6)」等
- 総務省から地方自治体に方針に基づく取組を要請
「新地方行革指針」(H17.3) (集中改革プランの作成・公表の要請)
「地方行革新指針」(H18.8) (更なる定員の純減、公会計整備等)

【平成22年度～】<自主的・主体的な行革の推進>

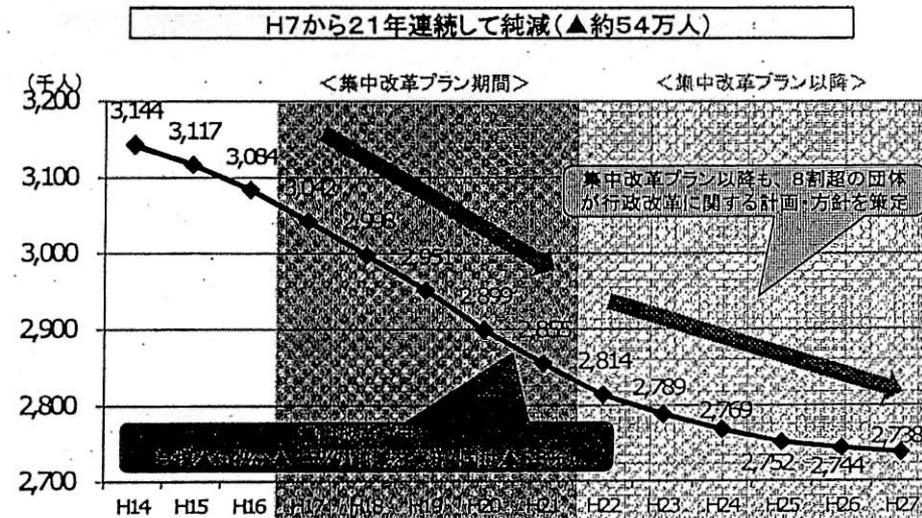
- 各地方自治体において自主的・主体的な行政改革を推進
 (行政改革にかかる計画・方針を策定している地方公共団体の状況
 都道府県47団体(100%)、政令指定都市19団体(95%)、市区町村1,432団体(83%)が策定(平成26年10月1日時点))

【平成27年度～】<地方行政サービス改革の推進>

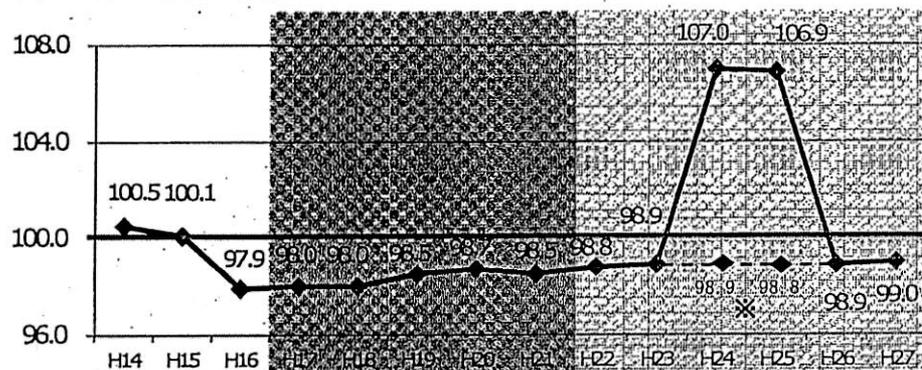
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(H27.6閣議決定)等を踏まえ、総務省から地方自治体に助言通知に基づく取組を要請
「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(H27.8)
(民間委託等の推進・指定管理者制度等の活用、BPRの手法やICTを活用した業務の見直し、自治体情報システムのクラウド化の拡大等)
- 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施
- 総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表

<地方における職員数と給与水準の推移>

○地方公務員総数の推移



○ラスパイルス指数の推移



※参考値(国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置が無いとした場合の値)

給与減額を要請していた平成25年7月1日現在の状況
 ・全地方公共団体平均 103.5
 ・国の要請を踏まえた減額等の実施団体平均, 100.9

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抄)

〈平成27年6月30日閣議決定〉

経済財政運営と改革の基本方針2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～

第3章「経済・財政一体改革」の取組―「経済・財政再生計画」

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

[I] 公的サービスの産業化

(多様な行政事務の外部委託、包括的民間委託等の推進)

- 外部委託等が進んでいない分野のうち、市町村等で今も取組が遅れている分野を中心に適正な外部委託を加速する。さらに、これまで取組が進んでいない、窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務について、官民が協力して、大胆に適正な外部委託を拡大する。

[II] インセンティブ改革

(質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を2020年度までに全国展開)

- BPR(Business Process Reengineering)等を通じて公共サービス業務の改善の優良事例を官民の協力で創出する。定量的な目標の下に進捗管理を行いながら、優良事例に関する情報開示を進め、全国展開を促す。

[III] 公共サービスのイノベーション

(公共サービスに関わる業務の簡素化・標準化)

- 国はガイドラインを示すとともに、地方自治体にも計画的な取組を促し、国・地方自治体、民間企業等が協力し、計画期間中にITを活用した業務の簡素化・標準化を推進する。ITを活用した公共サービスの業務改革及び政府情報システムのクラウド化・統廃合等により、政府情報システムの運用コストの3割減を目指す。
- マイナンバー制度を有効活用し、質の高い公共サービスを効率的に提供する優良事例を全国に展開する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

- (中略) BPRの手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による官民協力した優良事例の創出と全国展開、公共サービスイノベーションにおける優良事例の全国展開を加速する。
- 地方独立行政法人を含む地方においても効率的で質の高いサービスを提供するため、民間の大胆な活用の観点から市町村で取組が遅れている分野や窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務の適正な民間委託の取組の加速をはじめ、公共サービスの広域化、共助社会づくりなど幅広い取組を自ら進める。その際、窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を2020年度(平成32年度)までに倍増させる。
- (中略) 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する。

(IT化と業務改革)

国・地方(独立行政法人を含む。)を通じた横断的な取組として、行政のIT化に対する国民の信頼が確保されるよう、徹底したサイバーセキュリティ対策を講じつつ、マイナンバー制度の導入を突破口に更なるIT化と業務改革を図る。国においては、オンラインサービス改革、各府省庁の主要業務の効率化・省力化等の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合等に取り組む。また、政府情報システムの運用コスト低減を進める。地方公共団体においても業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せた自治体クラウドの積極的展開など、業務改革の抜本的な取組を加速化し、行政コスト低減を図る。

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成27年8月28日付け総務大臣通知）

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

○民間委託等の推進

- 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- 業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

○指定管理者制度等の活用

- 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

○地方独立行政法人制度の活用

- 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し

- 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。
- 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

- 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。
- 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

○公共施設等総合管理計画の策定促進

- 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

○統一的な基準による地方公会計の整備促進

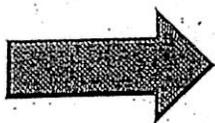
- 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

○公営企業会計の適用の推進

- 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

5 PPP/PFIの拡大

- 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットイングを図る。
- 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。



○業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。

○総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表。

地方行政サービス改革の取組状況の見える化・比較可能な形での公表

各団体の取組について、統一した様式で、見える化を実施

<公表項目>

民間委託の実施状況、指定管理者制度等の導入状況(施設区分別)、窓口業務の状況、総務事務センターの設置状況、クラウド化の実施状況、公共施設等総合管理計画の策定状況、地方公会計の整備について取組状況を見る化(H28~)。

民間委託に係る歳出効率化の成果について、窓口業務、総務事務に係る業務改革モデルプロジェクトにおいて把握手法を検討・確立(H28~)。当該把握手法を活用して、民間委託が進んでいない分野についても、住民一人あたりコストを見る化(H29~)。同コストの経年比較により取組状況を検証。

<公表イメージ>

〇〇県(◆◆市)

(平成28年4月1日現在)

(1) 民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託割合		全国委託割合
			類似団体	全国	委託割合
本庁舎の清掃					
本庁舎の夜間警備					
⋮					

※直営で専任職員を置いている場合

類似団体との比較

全国平均との比較

(2) 指定管理者制度等

	公の施設数	指定管理者		民間委託		施設管理に対する考え方	指定管理者導入割合		民間委託導入割合	
		施設数	導入率	施設数	導入率		類似団体	全国	類似団体	全国
体育館										
⋮										

(3) 窓口業務

総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	予定時期	委託状況	
設置割合(類似団体)		委託割合(類似団体)	
設置割合(全国)		委託割合(全国)	

(4) 総務事務センター

設置状況	委託状況

対象部局		対象業務					
省長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計

類似団体	
設置割合	委託割合
全国	
設置割合	委託割合

設置予定無し(及び「省長部局未設置団体」)は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。
 (※回答が「否」未満の団体は回答不要)

(5) クラウド化

実施済み	実施時期	
	自治体クラウド	
単独クラウド		

実施予定	実施予定時期	
	自治体クラウド	
単独クラウド		

検討中	検討状況	

未実施	実施しない理由	

実施割合(類似団体)	
自治体クラウド	単独クラウド
実施割合(全国)	
自治体クラウド	単独クラウド

(6) 公共施設等総合管理計画

策定済み	策定予定	策定予定時期

策定割合(都道府県)		策定割合(全国)	

(7) 地方公会計の整備

統一の公表される財務業務の作成状況(一般会計事務書類)	
作成済み	作成予定
作成完了予定年度	

作成割合(都道府県)		作成割合(全国)	

地方行政サービス改革の取組状況の見える化・比較可能な形での公表

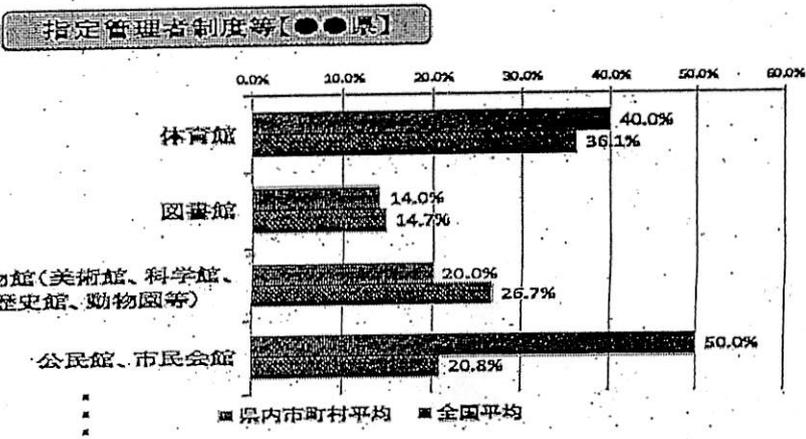
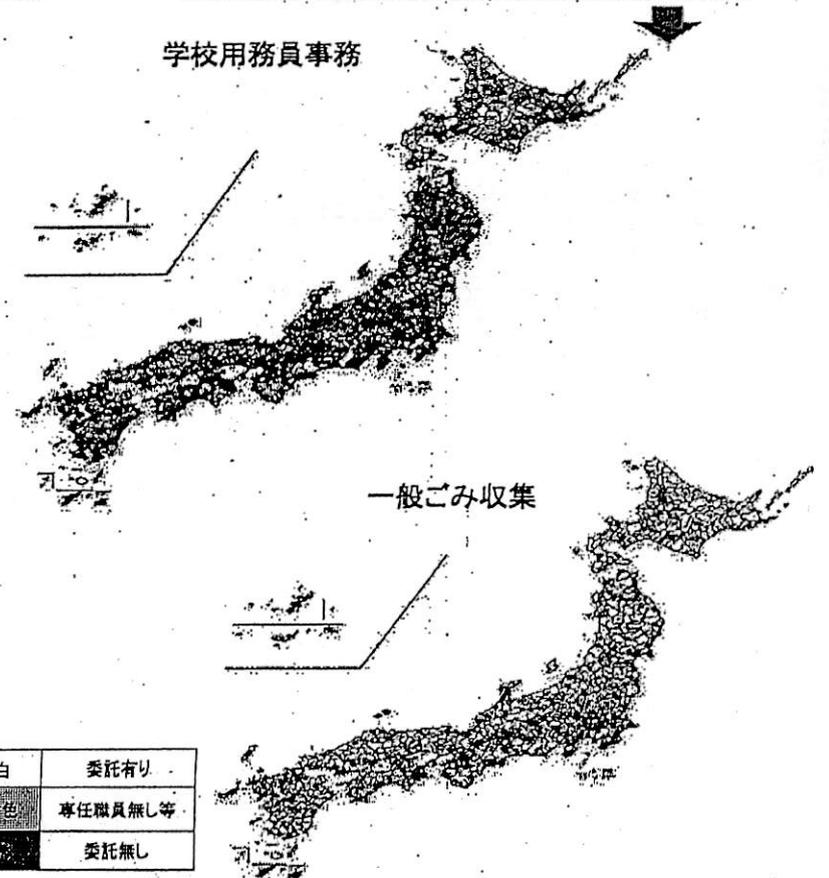
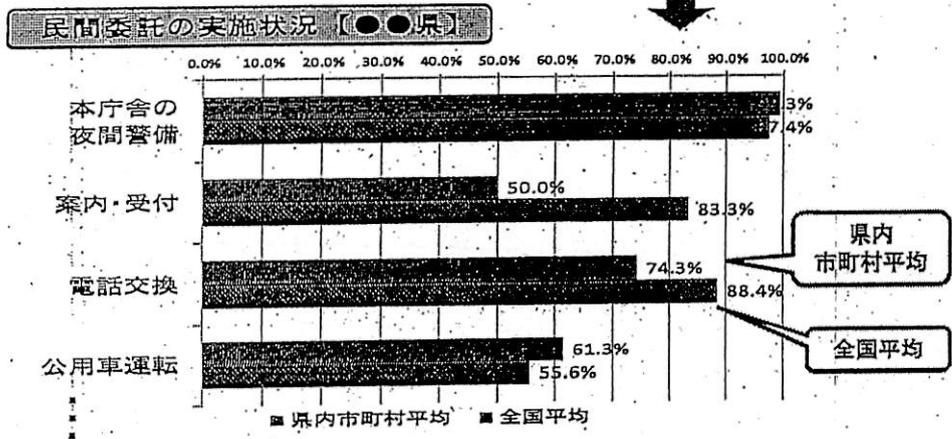
各団体の取組について、比較可能な形で公表

<比較項目>
 民間委託、指定管理者制度等、クラウド化等の取組状況について比較可能な形で公表(H28~)。
 → 都道府県間・指定都市間の比較、各都道府県内の市区町村の取組割合と全国平均の比較 等

<公表イメージ>

県内市町村の取組割合と、全国平均を比較可能

市区町村の実施状況を日本地図でプロット比較



業務改革モデルプロジェクト

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)(抄)

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

- ・(中略) BPRの手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による官民協力した優良事例の創出と全国展開(中略)を加速する。
- ・(中略) 窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を2020年度(平成32年度)までに倍増させる。



地方自治体における、①住民サービスに直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務について、民間企業の協力のもとBPR※の手法を活用しながら、ICT化・オープン化・アウトソーシングなど、住民の利便性向上に繋がる業務改革にモデル的に取り組む自治体を支援する「業務改革モデルプロジェクト」を実施。

【H28予算(案):1.0億円】

※BPR(Business Process Reengineering):業務プロセスの再構築

(具体的な取組)

- 政令指定都市等、規模の大きな自治体は一定取組が進んでいることから、今後取組が期待される人口規模10～20万人程度の団体を主なターゲットとして、2016～18年度の各年度で6団体程度、公募の上選定。
 - BPRの手法を活用した業務分析や計画策定などの検討経費について国費で支援。
- ⇒ 汎用性のあるモデルを構築(業務改革におけるBPRの過程を含め、そのノウハウを抽出し公表)し、他の自治体へ全国展開。
- ⇒ これらの取組による歳出効率化等の成果の把握手法を検討・確立し、その手法を活用して歳出効率化等の成果を検証する。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
地方行財政の「見える化」	＜⑦民間委託やクラウド化等への取組状況の比較可能な形での開示＞							
	助言通知発出 (平成27年8月28日付総務大臣通知)	総務省において、取組状況や今後の対応方針について、調査・ヒアリング等を実施し、必要に応じて助言等を実施			改革期間を通じ、同様の取組を実施			
	現状について、「見える化」・比較可能な形での公表を実施予定	総務省・各自治体において、民間委託やクラウド化等の取組状況(実施率)、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表を検討・実施			改革期間を通じ、同様の取組を実施			
		民間委託に係る歳出効率化等の成果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて把握手法を検討・確立			上記手法を活用し、歳出効率化等の成果を検証			
	《総務省自治行政局、地域力創造グループ》							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度					
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑪民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速＞</p> <p>○業務改革モデルプロジェクト</p>								
地方行政分野における改革	助言通知発出(平成27年8月28日付総務大臣通知)	<p>業務改革モデルプロジェクト (窓口業務のアウトソーシング、総合窓口の導入、庶務業務の集約化)</p> <p>■地方自治体において、(1)住民サービスに直結する窓口業務、(2)業務効率化に直結する庶務業務などの内部管理業務に焦点を当て、民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながらICT化・オープン化・アウトソーシングなどの業務改革を一体的に行い、住民の利便性向上につながるような取組をモデル的に実施。モデル事業の実施を通じて改革の手法を確立し、その手法を横展開</p> <p>■政令指定都市等、規模の大きな自治体は一定取組が進んでいることから、人口規模10～20万人程度の団体を主なターゲットとして、2016～2018年度の各年度においてモデルとなるような改革を実践してもらう「業務改革モデルプロジェクト」を6団体において実施</p> <p>■BPRの実施等計画策定段階において必要な経費について国費で助成</p>							
		モデル自治体 6市町村	モデル自治体の取組の他の自治体への波及					<p>・以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数</p> <p>(1)窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416】 総合窓口の導入 【185⇒370】</p> <p>(2)庶務業務の集約化 【143⇒286】</p> <p>(いずれも2014年10月現在⇒2020年度)</p>	<p>・歳出効率化の成果 (事後的に検証する指標)</p>
			モデル自治体 6市町村	モデル自治体 6市町村	モデル自治体 6市町村	それぞれの取組について全ての都道府県において新たにに取り組む市町村が拡大			
			成果についてモデル自治体で検証	成果についてモデル自治体で検証	成果についてモデル自治体で検証				
			歳出効率化等の成果の把握手法の検討・確立						
		上記手法を活用し、歳出効率化等の成果を検証							
		窓口・庶務業務以外での民間委託促進に係る検討・方針決定			左記方針にもとづき、民間・外部委託を促進				
		内閣府の標準委託仕様書(案)策定との連携 ＞内閣府策定の標準委託仕様書(案)等について、モデル自治体における窓口業務のアウトソーシングへの活用可能性とその検証結果提供							
	《総務省自治行政局》								

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2016
～600兆円経済への道筋～

平成28年6月2日

ては、発生した不用の背景を精査し、その課題を明らかにし、所要の措置を講ずる。

また、ICT等を導入し施工効率を高めるとともに、これらの新技術に対応した技術者・技能労働者の養成を行うなど、建設生産システムの生産性向上のための取組について、KPIの設定及びその達成に向けたプロセス、時間軸を明らかにし、推進する。あわせて、現場の担い手を確保するため、若者が希望を持って建設産業に入職できるよう中長期的な人材の確保・育成の具体的な方策を講じていくほか、施工管理技術に関する公的資格試験を年2回にするなどの受験機会の拡充について検討する。

さらに、社会資本の戦略的なメンテナンスを図るため、メンテナンス産業や人材の育成を図ることが重要である。このため、市場規模等の目標を明確にし、実施時期を明らかにした上で目標達成に向けた具体策を策定する。

(3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

① 基本的な考え方

窓口業務の適正な民間委託等の加速と自治体クラウド等のICT化・業務改革をはじめとする様々な取組の全国展開及び、それらの自治体の境界を越えた広域化・共同化を軸に、各種取組を進める。

改革初年度から全ての改革項目を工程表に従って着実に進めていく中で、特に以下の諸項目について重点的に取り組む。

② 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

多くの自治体が自ら歳出効率化を含む先進的な取組を応用・実施することにより、全国展開を促すため、先進的な取組の具体的な内容等を明らかにする。あわせて、先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映（いわゆるトップランナー方式）の導入に際し、その趣旨、経費の算定基準、今後のスケジュールをホームページで公表し、周知を図る。

窓口業務のアウトソーシングについては、都道府県の協力も得ながら全国展開を進める。これを含めトップランナー方式の残る検討対象業務について、関係府省庁の協力も得て、先進自治体の実態把握や課題の整理等を行い、早期の導入を目指す。

アウトソーシング等の先進的な取組の具体的な全国展開のための手法及びトップランナー方式の在り方については、平成28年度改正地方交付税法⁸³を踏まえつつ、引き続き検証を行う。

地方公共団体において本年度中に「公共施設等総合管理計画」が策定され、今後は「個別施設計画」の策定に移行するが、その中で集約化・複合化等が着実に進められることが必要である。公共施設のストック量や、一定の期間を定めて中長期の維持管理・更新費の見通し、住民一人当たりの維持管理に要する経費等を地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を着実に推進するとともに、都道府県においてもその取組を支援

⁸³ 「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第14号）

する。

公営企業会計の全面的な「見える化」、公営企業の抜本的な改革（事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用）の推進、経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化、第三セクター等の改革を着実に進める。

③ 地方行財政の「見える化」等

平成27年度決算より、経年比較や類似団体比較を含めて住民一人当たりコストについて性質別・目的別に網羅的な「見える化」を実施する。また、ユーザーが様々な条件を設定して自治体間比較ができるデータベースの早期実現に取り組む。このほか、予算・決算の対比に関する情報開示の各自治体分での実現に向け、自治体の事務負担にも配慮しながら取り組むなど、地方財政の「見える化」の拡充を図る。

窓口業務等に係る住民一人当たりコストや民間委託等による歳出効率化効果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて試行的な算定フォーマットを作成・公表し、各自治体での活用を促す。

都道府県別の住民一人当たり行政コストとその財源内訳の分析、自治体の頑張りや地方財政制度等の改革に係る経済効果の検証を行う。

④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革

人口減少・少子高齢化の下、公共施設の集約化等、公営企業の運営、業務改革や民間委託など自治体が直面する課題については、自治体間で地域の実情に応じた広域化・共同化など連携した取組を促す。都道府県には各課題において積極的に事務の広域化・共同化を促す調整役としての役割が求められる。

連携中枢都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。

広域の地域間連携を伴う地方創生の取組に対しては、地方創生推進交付金で支援する。

公営企業等の行う各種事業についても地域の実情を踏まえつつ広域化を進める。

水道事業の広域化に向けて本年度のできるだけ早期に都道府県と市町村の検討体制を構築する。下水道事業について、処理場の統廃合や広域的維持管理体制の整備など事業の広域化・共同化に取り組むこととし、本年度においては、関係府省庁が連携して、都道府県構想において広域的維持管理体制の整備等について位置付けるなどの取組を促す。

窓口業務の適正な民間委託等の推進に当たっては、標準的な業務フローに基づく標準委託仕様書等の検討過程で、小規模自治体における取組を支援するため、包括民間委託等の活用についても調査・整理を行い、平成29年度末までに取りまとめる「地方公共サービス小委員会報告書」に盛り込む。また、窓口業務の民間委託等の歳出削減効果を測定する簡便なツールを提供し、自治体による民間委託等の検討を支援する。

⑤ IT化と業務改革、行政改革等

「国・地方IT化・BPR推進チーム報告書」⁸⁴に基づく進捗状況の把握や必要な措置を行い、国の業務改革・情報システム改革を引き続き推進する。

コンビニ交付や子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向け、関係府省庁が連携して検討を進める。

地方自治体のIT化・BPRの推進に向け、政府CIOによる支援や自治体におけるCIOの役割を果たす人材確保など、変革意欲のある地方自治体から支援する取組を更に進める。

クラウド化への取組状況について、団体数に加え導入対象業務数や範囲を含め比較可能な形で明らかにする。また、自治体クラウドグループの取組事例について、経費の削減方策・効果、機器更新時など導入のタイミング等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を活用して取組を加速する。

これらの取組等を通じて、自治体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図る。

上記に加え、「オープンデータ 2.0」⁸⁵に基づき、一億総活躍社会の実現等の政策課題を強化分野として設定し、官民一体となって課題解決型オープンデータの推進を図る。

(4) 文教・科学技術等

(文教・科学技術)

文教・科学技術分野については、①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、②民間資金の導入促進、③予算の質の向上・重点化、④エビデンスに基づくPDCAサイクルの徹底を基本方針として、以下の改革を進める。

少子化の進展や学校教育現場における諸課題、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえ、集中改革期間中の教職員定数の中期見通しの策定に向けて、多様な研究者等の知見も活用しつつ、学級規模等の影響・効果の調査や加配教員・専門スタッフ配置の効果分析、教員の勤務実態・雇用形態の把握・分析等の教育政策に関する実証研究を進める。全国学力・学習状況調査データの大学等の研究者による活用を促進する。これらの成果を踏まえ、学校・教育環境に関するデータや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因を総合的に考慮して予算要求を行うことなど、教育政策においてエビデンスに基づくPDCAサイクルを確立する。その際、幼児教育から高等教育、社会人教育まで、ライフステージを通じた教育全体について、政策目的が効果的に達成されているか等の観点から予算や制度の検証を行うとともに、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえ全体を通じて横断的に検証する。

⁸⁴ 「国・地方IT化・BPR推進チーム第一次報告書」（平成27年6月29日決定） 「同第二次報告書」（平成28年4月28日決定）

⁸⁵ 「【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進」（平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

平成28年10月27日

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

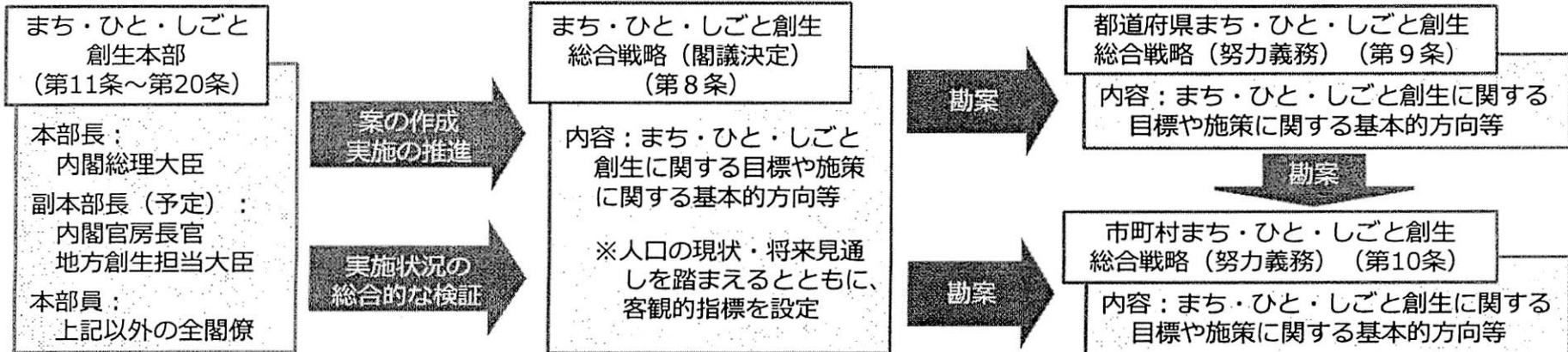
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める



施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。